

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償請求控訴事件

警察官証人の採否に関する意見書

2023年12月11日

名古屋高等裁判所

（民事第2部） 御中

控訴人（一審原告）ら代理人

弁護士 山 田 秀 樹

外

控訴人（一審原告、以下「一審原告」という）は、裁判所がなした警察官証人らの証人申請を却下した決定について、以下のとおり意見を述べる。

1 裁判所が証人申請を却下したこと

裁判所は、2023年12月6日付けで、一審原告らが申請した警察官証人8名について、阪上壽秋、横山裕之、三輪優、高橋清孝については、尋問の必要性はあるとして、民訴法191条1項の監督官庁の承認を求めたが、各証人について監督官庁の承認が得られないことを理由としてこれを却下し、その余の証人については取調べの必要性無しとして、却下をした。

2 岐阜県警本部長の拒絶理由

(1) 岐阜県警本部長は、証人らの経歴を除く尋問事項について承認を拒絶する理由として以下のとおり述べている。

「警察による情報収集活動については、警察がどのような経緯や指揮により、ど

のような情報を、いつ、誰が、どのような方法で収集しているか、また、収集後の情報を、いつ、誰が、どのように報告、管理・取扱いしているか、更には、これらに関する組織的な検討状況や指示・連絡状況などはどのように行われているか、といった個別具体的な内容が明らかとなれば、情報収集対象者やテロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを悪用したり、警察の情報収集活動を意図的に避けるといった対抗措置が講じられるだけでなく、それを逆手に取って不法行為を行うことも十分に考えられ、警察がテロ対策や犯罪、トラブルの未然防止の観点等から行っている情報収集活動に支障が生じ、ひいてはその目的とする犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。」

- (2) 本件裁判は、一審原告ら4名について、警察がどのような経過や指揮により、どのような情報を、いつ、誰が、どのような方法で収集したか、また収集後の情報を、いつ、誰が、どのように報告・管理・取扱いしているか、更にはこれらに関する組織的な検討状況や指示・連絡などはどのように行われているのか、について、真相を明らかにしたうえで、一審原告らについてなされた警察による情報収集活動の違法性の存否・程度が最大の争点として問われている。
- (3) 岐阜県警本部長は、一審原告らを「情報収集対象者」と表現し、これを「テロ等犯罪行為を企図する勢力」と横並びにした上で、上記の真相が明らかにされると、一審原告らによる、警察の情報収集活動の「悪用」、「対抗措置」、「逆手に取って不法行為」が十分考えられると述べる。しかし一審原告らは、日本の法令を遵守して暮らす善良な市民である。テロリスト集団と同列視されるべき根拠理由は無い。又一審被告岐阜県が、自らの情報収集活動の正当性を主張したこともない。
- (4) 以上のとおりであるので、一審原告らとしては、上記の岐阜県警本部長の承認の拒絶は、民訴法191条2項を無視若しくは曲解し、一審原告らが求める警察による上記の情報収集活動の真相の解明を正当な事由なく妨害若しくは隠蔽す

るもので、強く抗議する。

3 警察庁長官の承認の拒絶

- (1) 高橋清孝警察庁警備局長は、国会において本件事件について質問され、朝日新聞に本件事件について報道がされた後、大垣警察署から報告を受けた旨答弁しているが、監督官庁である警察庁長官は、その報告を受けた内容その他の尋問事項について証言をすると、「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」として、具体的な理由を述べず、承認を拒絶している。
- (2) この警察庁長官の承認の拒絶は、民訴法191条2項で、証言の拒絶する場合について、限定的でなければならないと絞りかけた趣旨を全く無視するもので、強く抗議する。

4 裁判所に対する要望

一審原告らに対して、警察による一連の情報収集活動がなされたが、一審原告らはその収集した情報の開示を請求してもこれを拒否し、更には本件裁判になっても、一審被告らは何ら釈明に応じず、今回の4名の証人の監督官庁は、4名の証人を尋問して、法廷で真相について証言させることを拒否してきた。

一審被告らのなした原告らに関する個人情報の収集、保有、提供については、その全般について違法性が認められるところ、一審被告らも、証人の監督官庁も、真相の解明を妨害し、ひたすらこれを隠蔽しようとしてきた。

御庁におかれては不承認の不当性、違法性を判決の理由中において指摘され、判決内容に反映されるよう要望する。

以上